公有財産台帳の登載誤り

<table>
<tr><th>対象受検機関</th><th>検出事項</th><th>是正を求める事項</th></tr>
<tr><td>枚方土木事務所</td><td>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

<table>
<tr><th>種別</th><th>許可数量</th><th>許可目的</th><th>年間使用料</th><th>許可期間</th></tr>
<tr><td>土地</td><td>120.48㎡</td><td>平面駐輪場</td><td>3,000,000円</td><td>（注）
令和元年９月１日から
令和６年３月31日まで</td></tr>
</table>
（注）公有財産台帳では、許可期間が「令和元年９月１日から令和６年８月31日まで」のまま放置されていた。</td><td>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

【大阪府公有財産規則】
（使用状況の確認）
第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。

【大阪府公有財産台帳等処理要領】
（使用許可、貸付又は使用承認の状況）
第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。
２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</td></tr>
<tr><th colspan="3">措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="3">行政財産の使用許可の期間が更新されていなかったものについて、速やかに公有財産台帳システムの許可期間の異動登録を行った。
本件検出事項の原因は、行政財産使用許可の変更に合わせ、公有財産台帳システムへの異動登録が必要であるということについて、担当者の認識が不足していたことによる。
再発防止のため、所内課長会議で報告の上、該当する関係職員をはじめ、事務所の全職員に対し、注意喚起を行うとともに、登録した使用許可等の状況について課内の複数職員で確認するようチェック体制を整えた。
今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</td></tr>
</table>

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和７年11月４日から令和８年１月22日まで）